

鳥取県新規種子生産者定着促進支援事業費交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が定める期日まで)

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先にメールで送付、郵送又は持参してください。

◎交付金の支払い

実績報告が出来次第、速やかに交付金を交付します。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部農業振興局生産振興課(水田作物担当)

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

メールアドレス seisanshinkou@pref.tottori.lg.jp

電話 0857-26-7649 ファクシミリ 0857-26-8497